

違法わなについての問題提起

－トラバサミを発見した時の対応について－

藏元 武藏（ワイルドライフマネジメント事業部 関西支社）

1. はじめに

トラバサミとは、動物を捕獲するための狩猟用わなの一種で、強いバネの力で金属製の板が閉じ、脚などを挟む構造になっている（図1）。人やペットが踏むと大怪我をする危険があるため、日本では「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下、「鳥獣保護法」）という。）及び「動物の愛護および管理に関する法律」で規制されている。許可なく使用すると、懲役や罰金刑に処せられる可能性がある。日本では、鳥獣保護法の改定により、平成19年4月16日から、狩猟でのトラバサミの使用は禁止猟法となった。例外的に、学術研究、鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止、特定鳥獣の数の調整、その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等をしようとする者がこの猟法を用いるためには、その目的に応じて環境大臣または都道府県知事、もしくは市町村の許可が必要となる。また、鋸歯のあるもの（図2）また

はわなを開いた状態における内径の最大長が12cm以上のトラバサミは、「人の生命または身体に重大な危害を及ぼすおそれ」があるわなを使用する環境大臣が許可する危険猟法にも該当する恐れがある。

2. 違法なトラバサミの発見と対応について

（1）調査地の概要

X町（仮名）は、年間を通じて比較的温暖で、恵まれた環境から果樹の栽培が盛んである。X町で栽培される果樹は、全国生産量の上に位置し、県の約4割程度を占める一大産地となっている。

X町では、主にシカ、イノシシ、サル、ハクビシン、カラスによる果樹被害が問題となっており、被害状況は、令和4年度時点で被害面積40a以上、被害金額1,200千円以上となっている。特に、シカによる果樹の樹皮剥ぎが最も被害面積、金額ともに大きい状況である。このような状況の中、X町としては鳥獣による果樹被害の軽減を目的に、専



図1 トラバサミ
(環境省より引用)



図2 鋸歯のあるトラバサミ

門員による指導のもとネット柵の設置、シカによる樹皮剥ぎ被害の実態を把握するドローン調査、わな免許取得者の獲得等を実施し、被害軽減に向けて対策を強化している。X 町を会場として初のわな猟狩猟免許試験を開催した際は、町民 15 名程度（内、柑橘類生産者数名）が合格し、捕獲実績を上げている。

（２）違法トラバサミを発見した際の実施手順

X 町では、近年、サルが生息域の拡大に伴い、果樹被害の増加が懸念されている。そのため、町は県事業を活用し、サルに GPS 首輪を装着して、群れの行動特性を把握するための調査を行った。過年度実施したサルの生息状況調査結果によれば、X 町には少なくとも 3～4 群の生息が確認されて

おり、その内 2 群を対象としたものである。

トラバサミにサルが捕獲された現場を調査員が発見したのは、柑橘畑に出没する加害群を捜索している最中であつた。調査員が接近して捕獲状況を確認したところ、トラバサミ周辺に標識はなく、トラバサミに鋭い突起状の歯がついていることから違法わなである可能性が高いと判断した。サルは衰弱しており、接近しても暴れない状態であつた。

現場にいる調査員から連絡を受けた後、上司と相談のうえ、対応方法を検討した。トラバサミを外して放獣するにあたっては、単独での放獣は危険が伴うこと、合法的なわなであつた場合、設置者に許可なくわなを外すと後々トラブルになる可能性があることから、次の手順で作業を進めた。

① プロジェクトリーダー（以下、「PL」という。）

及び事業管理責任者に状況を連絡

現場判断で行動はせず、調査員は PL 及び事業管理責任者に連絡し状況を説明した。

② PL から発注者である県に連絡

PL から事業の発注者である県に状況を説明し、県から町へ情報共有してもらうよう依頼した。この時、違法トラバサミの発見状況、時間、詳細な場所、検討している対応方法（外して放獣）、警察への連絡依頼、調査員と X 町が直接やり取りできる連絡手段について共有した。

③ 県から X 町に連絡

県から X 町に、②の情報について共有した。

④ X 町の許可と協力を得たうえで放獣対応

PL から X 町へ連絡し、放獣するにあたって協力依頼と集合場所等を調整した。町は協力的で、職員 2 名がすぐに現場に駆けつけてくれた。そして、調査員と X 町職員 2 名の計 3 名で放獣



写真１　トラバサミに捕獲されたサル



写真２　腕が挟まれている状態

対応を行った。手順は以下の通りである。

- ・調査員からX町職員に、放獣手順とトラバサミの構造と外し方について説明した。
- ・調査員がサルに接近し、ブルーシートで捕獲個体を覆い隠して保定した。
- ・X町職員2名がサルに接近し、トラバサミのストッパーを下げ、サルの手を外した。
- ・X町職員2名に離れてもらい、調査員がブルーシートを外して放獣した。
- ・放獣後、捕獲個体が無事に走り去ったことを確認した。

⑤作業終了後、PLから県へ連絡

放獣完了後、PLから県へ放獣終了連絡を報告した。

⑥X町から警察に連絡

X町から警察に、違法トラバサミの設置があったことを連絡した。翌日、警察が現地確認及び調査員への事情聴取を実施した。

以上が、実施した手順である。今回のような違法わなの対応においては、安全管理や後々のトラブル回避の観点から、現場の独断で行動に移すのではなく、必ずPL、事業管理責任者、発注者、市町村に確認のうえ対応することが望ましい。特に、警察への連絡は、市町村が許可の状況を確認した上で、許可権限者にあたる機関が実施することが望ましい。

3. 課題について

(1) 違法トラバサミの実態が不明確

トラバサミは、鳥獣保護法改正により狩猟のための使用は全面禁止となった。しかし、有害捕獲等の許可捕獲においては、衝撃緩衝装置を装着したものに限り、一部認められている場合があるのが現状である。有害捕獲等の許可があり得るために、依然としてトラバサミが販売され、市場に流通しているという問題がある。また、現在、都道府県は有害捕獲の許可権限を市町村にほとんど委譲しており、市町村でのトラバサミによる捕獲許

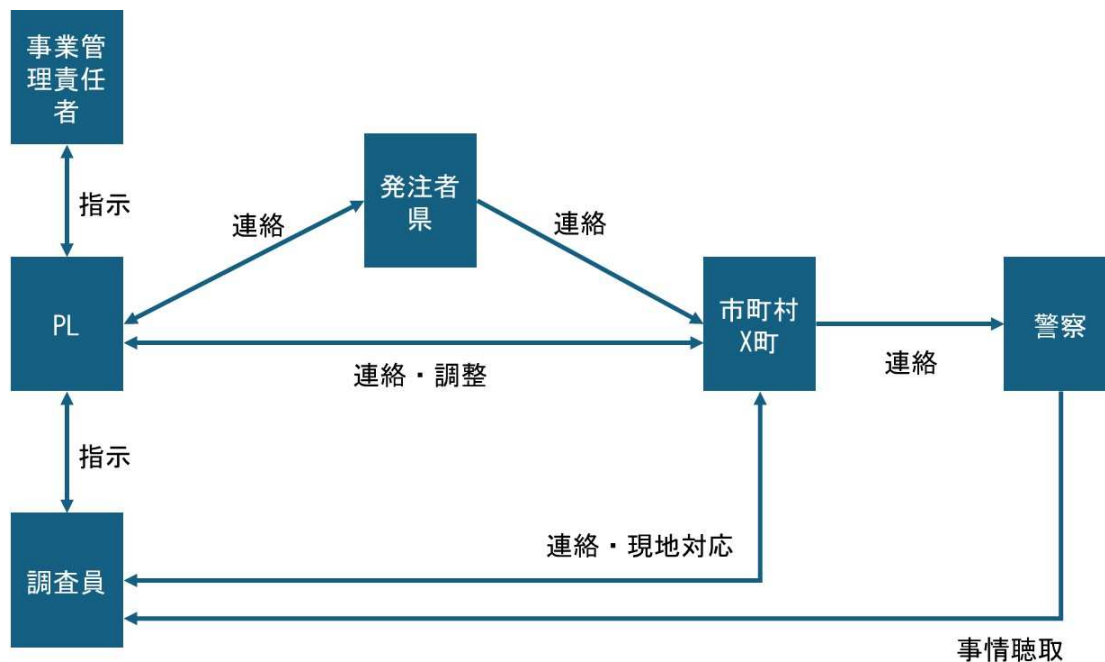


図3 違法わな発見時の連絡体制

可の実態を把握しきれていないケースが多いことも課題としてあげられる。このように、トラバサミの違法使用については、発見した地域住民等からの通報によって事態が把握されることが多いと思われるが、錯誤捕獲の発生や人身被害の発生リスクがあることから、関係行政機関はこういった違法わなの実態について把握し、場合によっては法による規制を強化することが求められる。

（２）市町村担当者が認識すべき課題

トラバサミは、箱わな等と比べてサイズが小さく、設置場所が特定しづらい。そのため、第三者が気づかずトラバサミに接近し、誤って踏んで怪我を負ってしまう可能性がある。標識がない違法わなであれば、なおさら設置場所の特定は困難となり、怪我のリスクが高くなる。このような違法トラバサミが発見された場合、市町村担当者は違法性を理解したうえで、適切な対応を実施することが求められる。まず、違法トラバサミについて地域住民等から通報があった場合、①通報者から違法トラバサミの設置場所、発見時間、状況を聞き取りし、通報者には違法トラバサミに触らないよう指示する。②市町村担当者は現地確認を行い、違法性を確認する。③違法性が確認できれば、市町村担当者から警察へ連絡し、違反者を特定する努力を行う。④再発防止に向けて、狩猟免許所持者に注意喚起、地域住民に普及啓発（違法わな発見時の連絡体制等）を行うことが求められる。

今後このような違法トラバサミを普及させないためにも、関係行政機関が上述した実態把握を実施したうえで、トラバサミの使用許可と運用に関する法規制の強化あるいはガイドラインを作成（環境整備）することが望ましい。読者には、違法わなの実態を蓄積するためにも、トラバサミを含む違法わなを発見した時は、まずは市町村に連絡することをお願いしたい。また、わなに対する知識や技術があったとしても、独断で判断・行動するのではなく、市町村からの判断で行動することをお願いしたい。

引用文献

わなの規制強化／捕獲許可証・狩猟者登録証所持について．環境省

<https://www.env.go.jp/nature/choju/capture/pdf/capture2-1.pdf>

狩猟制度の概要．環境省

<https://www.env.go.jp/nature/choju/hunt/hunt2.html>